

指針第1号様式

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和5年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		2,739	t-CO ₂
① （温室効果ガス 換算） 排出量	②非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	③メタン		t-CO ₂
	④一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑤ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑥パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦六ふつ化硫黄		t-CO ₂
	⑧三ふつ化窒素		t-CO ₂
	⑨エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
	温室効果ガス総排出量（①～⑨合計）		2,739

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

(1) 温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	原単位排出量
------------------	--------

項目	基準年度 令和5年度 排出量（実績）		目標年度		令和8年度	
		t-CO ₂	目標排出量	t-CO ₂	目標削減率	%
温室効果ガス 総排出量		t-CO ₂		t-CO ₂		%

項目	基準年度 令和5年度 排出量（実績）		目標年度		令和8年度	
		t-CO ₂ / m ²	目標排出量	t-CO ₂ / m ²	目標削減率	%
原単位当たりの 排出量	0.1239	t-CO ₂ / m ²	0.1202	t-CO ₂ / m ²	3.0	%

(2) 目標設定の考え方

温室効果ガスを1年間に1%ずつ、3年間で3%削減する。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位当たりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量当たりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・省資源の行動の実践・冷暖房設定の目安	<ul style="list-style-type: none"> ・冷房28℃、暖房20℃を徹底する。(特別養護老人ホームの区画を除く) ・冷暖房運転を外気温と連動する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者の様態変化に日々対応させながら、フロアー職員の協力のもと取り組みたい。 ・冷房・暖房運転の基準となる外気温を設定する。
省エネルギー・省資源の行動の実践・照明器具更新	<ul style="list-style-type: none"> ・使用していない部屋や昼休み・時間外の消灯を徹底する。 ・照明器具更新 	施設利用者の様態変化に日々対応させながら、フロアー職員の協力のもと取り組みたい。
省エネルギー・省資源の行動の実践・一部OA機器の更新	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンを90分以上操作しない時や退社時の電源オフを徹底する。 ・コピー機の退社時の電源オフを徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンを90分以上操作しない時や退社時の電源オフを徹底する。 ・コピー機の退社時の電源オフを徹底する。
自動車等輸送機関に関する対策。	<ul style="list-style-type: none"> ・急発進、急加速を控え、アイドリングストップの確実な励行等エコドライブを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・急発進、急加速を控え、アイドリングストップの確実な励行等エコドライブを徹底する。

指針第1号様式

(2) 非化石エネルギーへの転換に関する措置

ア 非化石電気に関する目標

指標	目標 (2030年度)
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	%

イ 計画期間における非化石エネルギーの利用

--

(3) 環境価値 (クレジット等) の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

<ul style="list-style-type: none">・ 擬音装置や節水こまの設置に努める。・ 文房具類を含めた購入物品についてはグリーン購入法の対象品に切り替える・ 機会を見つけ職員並びに委託職員への環境教育を定期的実施する・ 印刷機カートリッジ並びに小型印刷機リボンカートリッジの使用済みリサイクルを行う
--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

--